

【 麻 酔 】

720 トリガーポイント注射に用いる薬剤について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

L104 トリガーポイント注射に用いる薬剤について、局所麻酔剤あるいは局所麻酔剤を主剤とする薬剤と合成副腎皮質ホルモン剤の混合注射の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

トリガーポイント注射とは、圧痛点に局所麻酔剤あるいは局所麻酔剤を主剤とする薬剤を注射し痛みを軽減させる手技である。

日本ペインクリニック学会の「ペインクリニック治療指針改訂第6版」に、トリガーポイント注射の使用薬物と使用量に関し「薬液としては、各種局所麻酔薬（リドカイン塩酸塩、メピバカイン塩酸塩、ロピバカイン塩酸塩など）の単独、またはこれらの局所麻酔薬に水溶性ステロイド薬を添加した薬液や、ジブカイン配合薬を使用する。」旨示されている。

以上のことから、L104 トリガーポイント注射に用いる薬剤について、局所麻酔剤あるいは局所麻酔剤を主剤とする薬剤と合成副腎皮質ホルモン剤の混合注射の算定は、原則として認められると判断した。